

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	薬務衛生課	検索番号	16 - 2
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	14の2 - 1		
許認可等	共済規程の認可				
<p>(根拠規程)</p> <p>組合は、第八条第一項第十号に掲げる事業(以下「共済事業」という。)を行なおうとするときは、共済規程を定めて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。</p> <p>第14条の2第1項中「厚生労働大臣の認可」とあるが、この事務に関しては、同法施行令第9条により「都道府県知事が処理する事務」とされている。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>平成12年4月1日付け薬第2250号保健福祉部長通知。</p> <p>組合又は連合会の行う共済規程設定の認可基準</p> <p>環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)第14条の2第1項及び同法施行令第13条の規定により知事が行う共済規程の認可については、本基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初年度当初の加入見込者数が少なくとも1,000名以上の組合であること。</li> <li>2 共済掛金の額は、共済事故見込率、共済加入者数等を勘案し、事業経営の安全を確保し得るものであること。</li> <li>3 おおむね共済掛金の額の四割以内の事務費で運営できるものであること。</li> <li>4 事業の基礎を健全ならしめるため、少なくとも100万円以上の財産を有するか、又は金融機関等の支払保証等があること。</li> </ol> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第14条の2第3項及び同法施行令第13条の規程により知事が行う共済規程の変更又は廃止の認可についても、本基準によるものとする。</li> <li>2 平成13年1月6日以降、「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」が「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」と読み替えるものとする。</li> </ol> <p>(その他)</p>					